

自治会町内会等が防犯カメラを設置する際の補助制度について

1 補助制度の変更

(1) 27 年度までの制度

自主的な防犯活動を行っている自治会町内会や商店会等（以下「自治会町内会等」という。）が防犯カメラを設置する場合、神奈川県が自治会町内会等に対し、直接補助を行っていました。この制度では他の補助制度は併用できませんでした。

(2) 28 年度からの新制度

今年度から実施される新たな補助制度では、県は市町村の補助制度に対して上乗せする形で補助金を交付することとなりました。このため、市町村に補助制度がないと自治会町内会等は補助金を受けられないこととなります。

神奈川県補助制度 (防犯カメラ補助部分のみ)	従来の補助制度 (27 年度) 安全・安心まちづくり団体事業補助制度	新制度 (28 年度～) 地域防犯力強化支援事業
補助金交付方法	自治会町内会等へ直接交付	市町村経由で自治会町内会等へ交付
補助対象経費	防犯カメラ機器費用	防犯カメラ機器費用、工事費用
補助額	1 台あたり 8 万円を上限 (3 台まで)	補助率 2 分の 1、1 台あたり 18 万円を上限 (台数制限なし)
予算額(神奈川県)	358 万円 (他事業含む)	2,880 万円 (160 台分)

神奈川県新制度の補助イメージ図

【神奈川県補助】	【市町村補助】	自治会町内会等の負担
補助率：1/2 (県から市町村へ交付)	補助率：市町村が独自に設定 (自治会町内会等へは、 県・市町村分を合わせて、 市町村から補助金交付)	

2 自治会町内会の意向確認

県の制度変更に対応するため、自治会町内会がこの制度を利用する意向があるかを確認し、それを踏まえて、補助制度の新設について検討してまいります。

については、6 月の市連会、区連会で県の制度を周知し、自治会町内会の意向確認を行ってまいります。

なお、補助制度の検討にあたっては県内他都市の補助率を参考とします。

県内政令市の状況	川崎市	相模原市
補助率 (県補助を含む)	検討中 (10 分の 8~9)	10 分の 9
補助額 (1 台あたりの上限額、県補助 18 万円を含む)	検討中	324,000 円